



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和5年度 第2号

(2023年8月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

賃金引き上げ前に申請が必要だからこそ、 今が申請のチャンスです。

事業場内の最低賃金を30円以上引き上げることで、業務効率化のための設備投資等費用の助成が受けられる助成率の高い制度です。令和5年高知県の最低賃金について、44円引き上げる答申が出されました。賃金引き上げの一助として、ぜひご活用ください。

業務改善助成金のご案内

業務の効率化や生産性の向上につながる設備投資等の費用を助成

事業場毎に対象

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円

設備投資の助成例

例を含め、業務が改善することが必要ですので事前にご相談ください。

【POSレジ、釣銭機、券売機、注文専用タブレット】
対応時間の短縮

【ネット予約決済システム】
電話対応時間の短縮

【勤怠・給与管理ソフト】
勤怠・給与計算の効率化

【電動リフト・特種(8ナンバー)・福祉車両】
作業時間の短縮

【業務用電気機器、配膳用ロボット】
調理等の効率化

【電動車いす・スロープ】
介助作業効率の向上

「特例事業者」に該当する場合は、「乗用車」「パソコン」等も助成対象経費となります。

事業内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給

助成金の問合せ先

高知労働局雇用環境・均等室 ☎088-885-6041

業務改善助成金についてはこちら



お仕事の依頼を
お待ちしております！

あなたのまちのシルバー人材センター 生きがいと地域のニーズを結びます

屋内外軽作業分野

公園清掃、除草、草刈り、
墓地清掃 など

専門技術分野

経理事務、パソコン、
家庭教師 など

サービス分野

掃除・炊事、買い物・
留守番、家事援助 など

管理分野

施設管理、緑地管理、
駐車場管理 など

折衝外交分野

広報等の配布、検診・
集金 など

技術技能分野

襖・障子張り、左官・大工
作業、植木剪定 など

事務分野

一般事務、毛筆筆耕・
宛名書き受付事務 など

お引き受けできる仕事は各地域のシルバー人材センターへお気軽にお問い合わせください。

高知市 ☎(088) 882-3839
香南市 ☎(0887) 52-8390
黒潮町 ☎(0880) 43-2510
香美市 ☎(0887) 53-0660
仁淀川町 ☎(0889) 35-0020

佐川越知日高 ☎(0889) 22-3721
土佐清水市 ☎(0880) 82-5757
嶺北 ☎(0887) 76-2320
宿毛市 ☎(0880) 79-0243
中芸 ☎(0887) 38-5325

いの町 ☎(088) 893-2322
四万十町 ☎(0880) 29-6021
土佐市 ☎(088) 852-1123
安芸市 ☎(0887) 35-3603
梶原町 ☎(0889) 65-1500

須崎中土佐 ☎(0889) 42-1818
室戸市 ☎(0887) 24-2018
四万十市 ☎(0880) 35-3117
南国市 ☎(088) 863-4450
東洋町 ☎(0887) 24-3211

ご相談お待ちしております！

産業雇用安定センターをご存じですか？

雇用の問題お悩み解決のためのサポートをします！

早期退職を募らなくてはいけなくなりました。
従業員の次の就職先を見つけたい。

一時的に社員の仕事がなくなってしまう。
そんな時どうすればいいの？

ハラスメント防止など社員教育に課題があり、
セミナーの必要性は感じているが、
なかなか手が回らない。

採用って難しい。
一回二回の面接では判断できない。
当社に合う方を紹介してくれたら助かるのに。

他社ではどのように取り組んでいるのか？
他社に出向してもらって、
広い視野を持ってもらい、
当社の業務改善につなげたい。



定年を迎える社員。
能力も高く経験も豊富なのに、
引退してしまうのはもったいない。
まだまだ社会に貢献できるのに。

公益財団法人
産業雇用安定センター 高知事務所

〒780-0822 高知市はりまや町1丁目5-1 デンテツ・ターミナルビル5階

☎088-861-3011 FAX: 088-861-3013 【ご利用時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

www.sangyokoyo.or.jp

産業雇用

検索



労務
改善

Q&A

労働委員会のおっせん制度について

Q

先日当社で解雇した従業員から、労働委員会へ解雇撤回のおっせん申請を行う旨の連絡がありましたが、申請がされた場合、応じないといけませんか。

A

労働委員会では、個々の労働者と事業主との間の労働関係についての紛争を解決するためのおっせんを行っています。労働委員会が行うおっせんでは、公益の立場、労働者の立場、使用者の立場それぞれを代表する専門的な知識を持ったおっせん員が、公平中立な立場から当事者双方の主張を整理し、お互いの歩み寄りを促すことで、紛争の自主的解決をお手伝いします。

そのほか、おっせんには次のような特徴があります。

- 多くの費用・時間を要する裁判と違い、1~2ヶ月を目途に処理を終了する無料の制度です。
- 裁判のように法的な判断等をする場ではなく、事業主や労務担当責任者でも対応できます。
- おっせんの手続は、相手方が参加を強制されるものではなく、相手方が手続に応じた場合に行われます。
- 申請者と相手方がおっせんの場で直接話し合うことはありません。申請者と相手方の控室も別となります。
- おっせんは「非公開」となっており、双方のプライバシーに配慮した上で処理しています。

紛争が長期化してしまうと、他の労働者や本業へも悪影響を与えるといった事態に繋がってしまうこともあります。事業主側からのおっせん申請も可能ですので、自主的解決が困難となった職場でのトラブルを解決する手段の一つとしてご活用ください。

なお、労働委員会では、労働組合と事業主との間の紛争についてのおっせんも行っています。

(参考) 高知県労働委員会事務局「個別労働紛争のおっせん」
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/240101/kobetsuassen.html>



高知県労働委員会

〒780-0850
高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談
ください！

TEL 088-821-4645